

平成20年1月21日 開会
平成20年1月21日 閉会
(臨時第1回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第3号

平成20年第1回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成20年1月16日

大山町長 山口隆之

1 日時 平成20年1月21日 午前9時30分

2 場所 大山町役場議場

○開会日に応招した議員

近藤大介
吉原美智恵
敦賀亀義
川島正寿
秋田美喜雄
諸遊壊司
小原力三
二宮淳一
野口俊明
荒松廣志
鹿島功

西尾寿博
遠藤幸子
森田増範
岩井美保子
尾古博文
足立敏雄
岡田聰
椎木学
沢田正己
西山富三郎

○応招しなかった議員

なし

第 1 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

平成 20 年 1 月 21 日 (月曜日)

議 事 日 程

平成 20 年 1 月 21 日 午前 9 時 33 分開会

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 1 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
 - 日程第 4 議案第 2 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

- 1 開会 (開議) 宣告
 - 1 議事日程の報告
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第 1 号 平成 19 年度大山町一般会計補正予算 (第 8 号)
 - 日程第 4 議案第 2 号 平成 19 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
-

出席議員 (21 名)

1 番 近 藤 大 介	2 番 西 尾 寿 博
3 番 吉 原 美 智 恵	4 番 遠 藤 幸 子
5 番 敦 賀 亀 義	6 番 森 田 増 範
7 番 川 島 正 寿	8 番 岩 井 美 保 子
9 番 秋 田 美 喜 雄	10 番 尾 古 博 文
11 番 諸 遊 壤 司	12 番 足 立 敏 雄
13 番 小 原 力 三	14 番 岡 田 聰
15 番 二 宮 淳 一	16 番 椎 木 学
17 番 野 口 俊 明	18 番 沢 田 正 己
19 番 荒 松 廣 志	20 番 西 山 富 三 郎
21 番 鹿 島 功	

欠席議員

なし

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記…………… 汐 田 美 穂

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山 口 隆 之	副町長 …………… 田 中 祥 二
教育長 …………… 山 田 晋	中山支所長…………… 福 田 勝 清
大山支所長…………… 河 崎 博 光	総務課長…………… 田 中 豊
企画情報課長…………… 小 谷 正 寿	福祉保健課長…………… 戸 野 隆 弘
人権推進課長 …………… 近 藤 照 秋	幼児教育課長…………… 高 木 佐 奈 江

午前9時33分 開会

○局長（諸遊雅照君） みなさんおはようございます。互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（鹿島 功君） みなさんおはようございます。1月初めての臨時会でございますので、まずもってあけましておめでとうございます。本年もより良き年でありますことを祈念申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は21人です。定足数に達していますので、平成20年第1回大山町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（鹿島 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番森田増範君、7番川島正壽君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（鹿島 功君） 日程第2、会期の決定についてを議題にいたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

日程第3 議案第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第3、議案第1号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第8号）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第1号 平成19年度大山町一般会計補正予算（第8号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、昨年来からの原油高騰により、国において「原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への対策強化についての基本方針」が策定され、これに基づいて、平成19年度においては、地方公共団体が自主的に取り組む原油高騰対策に「特別交付税措置」を決定したところであります。

本町においても国及び県の支援を受けながら生活困窮者等への灯油購入費助成を計画し、この度、既定予算の補正を提案するものであります。

この補正予算（第8号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ798万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億6,508万2,000円といたしております。

次に、第1表を歳入からご説明申し上げます。

第35款地方交付税は375万3,000円の増額で、原油高騰対策に対する特別交付税の追加であります。

第60款県支出金は、20万8,000円の増額で、これも原油高騰対策にかかる県補助金であります。県の補助対象となるのは生活保護世帯にかかる部分のみであります。

第80款繰越金は、402万6,000円の追加であります。

次に歳出につきまして説明申し上げます。

第15款民生費は、798万7,000円の増額で、社会福祉総務費で、原油高騰対策にかかる灯油購入助成費720万円、付帯事務費51万4,000円、児童福祉総務費で、来年度に向けた「子育てガイドブック」3,500部の印刷経費27万3,000円を計上いたしております。

灯油購入助成費の対象者は、住民税非課税の約1,600世帯で、1世帯当たりの助成額は、4,500円を予定しております。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。20番、西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 3ページ、歳入の中で特別交付税が375万3,000

0円計上されています。これは、ルール分ですか、ルール外ですか。これが1点。

それからこの補正前の額にですね、47億6,315万6,000円ありますが、これ普通交付税と特別交付税の割合をちょっと説明して欲しい。もう既に入ってる分と入っていない分があると思うけど、その点についても若干の説明をお願いしたいと思います。

それから原油高の高騰でですね、対策が取れるんですけど、これは町の自主的な姿勢に対して、国、県が補助するというものですが、どうですか、少し手の上げ方が、遅かったと違うですか、大山町は。なんか南部町なんかは、新聞によりますと既にですね、日本海新聞なんか報道してましたし、聞くところによりますと1所帯に1万円ぐらい出す、という話聞いてますね。うち4,500円、こういうこと。

それからもう一つは、印刷製本費とか通信運搬費というのがありますが、これ郵券は入らんですか。以上です。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。西山議員さんの質問には、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 総務課長。

○総務課長（田中 豊君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。地方交付税のことですが、まず今回の補正につきましては、ルール分ということで理解をいただけたらと思います。

また、補正前の額の47億6,315万6,000円の内訳でございますが、既に確定をしておりますのが、普通交付税が43億3,315万6,000円で、この補正額、残りが4億3,000万です。4億3,000万につきましては、当初から計上しておりました特別交付税の額であります。特別交付税は、12月と3月交付ということで、12月に約1億9,000万、既に受け入れ済みでございます。以上であります。

○議長（鹿島 功君） もう、いいですか、答弁。福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 最後のご質問、印刷製本費、通信運搬費のところのご質問が聞き取れなかったんですが、申し訳ありませんが、もう一度お願いできますでしょうか。

○議長（鹿島 功君） はい。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（戸野隆弘君） 失礼いたしました。通信運搬費は、これは該当の方に郵便の配達記録でお送りするようにしております。全てその郵券代であります。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） それでは私の方から、町の方針決定が遅かったのではないかと、うご質問にはお答えさせていただきます。新聞でいろいろ各町村、報道は成されておった

のは存じておりますが、われわれとしても決して決定を遅らせたということではなくて、まず1点は県の方針、県の方針が決定するのを少し情報を待ったという部分はございます。と、言いますのがやはり県が対象とされる一つの基準の中に昨年度と本年度と灯油のその増加額、この差がどのくらい出たかというのを県が計算しておられるという情報がございました。やはりわれわれとしても、われわれの中でそれを計算するより、県が一つ示される基準、この基準を目安にしたいという思いがありまして、金額については、県の金額決定を少し待ったということと、それから最終的には、議会が本日でございますので、本日の臨時議会で、議会の皆さまにご説明をし、承認を得たいということで、決定としてはもっと早い時期に内部では、われわれとしては、方針は決定しておりましたが、今日改めてその方針を今日、本日の臨時議会にご説明し、そしてご審議をいただくという場になったということでございます。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） はい、20番西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） 4,500円の妥当性、南部町は1万円ぐらい出すって言うけど、うちの方が予算規模が大きいのと違うですか。4,500円の妥当性を聞いておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。先ほど申し上げましたように、4,500円の根拠といたしましては、県が試算をいたしました18年と19年、昨年と今年の冬の灯油の上があった差、影響額この金額を基準にしたものでございます。以上であります。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、原油高の計算うんぬんより、町長としての、まちとしての、自主的な判断がどうかということを知りたいわけですね。その人が、その人たらしむ生き方をするんですね。残念ながら生活困窮世帯があるわけです。その人をその人として認めて、町民としての生活を最低限保障するには、原油高は灯油だけではないですよ、構造的に。農業問題もあればいろいろ問題がある。さっき冗談で話したんですけど、花作るにしてもいろいろあるでしょう。そういう中で、町長として、町民に対する生活の担保としてこの程度のものが欲しいなというニュアンスが欲しいです。そのことを聞いています。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、町としての判断、これは県が示した生活保護世帯に限るものを町といたしましては、生活保護世帯だけではなく、やはり低所得者の皆さん方に同じような町としての支援をしたい、そういったことでその範囲を広げた、これはわたしとしての判断だというふうに思っておるところであります。

す。あとの、それをどういう根拠で、その生活の基盤、それぞれの違いがあるわけであり、世帯によつての。しかし、それをどのようなその今回の原油高騰の中での影響があったのを一軒一軒それを調査しながら、あるいは生活の状況によつてそれを支援するのは、なかなか難しいと思っております。従つてひとつの原油、特に灯油が上がった金額、これに対しての生活を支援していこうという判断をしたことでありまして、そういう意味では、原油高度によつて、灯油だけではなくガソリンも上がっておりますし、いろんな物価も上がってきております。そのことを捉えて単町でその生活の支援がしていけるかという、非常にそれは、財政的にもあるいは根拠にも非常に苦しい。

従つて、国が示した生活に関わる灯油、暖房費としての灯油の高騰部分に対する対応、これに対して、町として判断をし、さらにその根拠となる部分を灯油の差額、これを基準に据えたということでありまして。農業、漁業等のそういった油の高騰についてはまた別な施策の中で、これは取り組みが成されていくものだというふうには判断いたしておりますし、そういう対策が成されておるといふふうには聞いておるところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） その補助金について2点ほどお尋ねしたいと思います。まず、1点目ですけれども、急激な原油の高騰に対して、生活困窮の状態にある方に補助するということはまあ、臨時的な措置として、妥当なことだと思つていますが、県の支援策としては、生活保護世帯が助成世帯であります。町の助成世帯はこれを非課税世帯、大山町でいくと、約1,600世帯に広げて助成をしようということ、事務的な作業は、そう大きく変わるものでもないでしょうから、非課税世帯まで含めるということは、町の支援策としても大変よろしいじゃないかと思つていますが、そこまで、県は、生活保護世帯を助成対象にしていますが、非課税世帯まで広げたことの、何ていうのですか、町としてのどういう考え方でそこまで広げたかということ、それを1点伺いたいのと、それから2点目、原油の高騰、当面続きそうでございます。今年度は緊急的に支援策が決まったわけですが、このまま高止まりした場合ですね、来年度以降、どのような考え方で、このことに対して取り組むのか、2点お願いいたします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。近藤議員さんのご質問に答弁させていただきます。まず、1点目の県は生活保護世帯に限った部分を町としては、それをどういう考え方で広げたかということですが、これにつきましては、われわれとしてもいろいろ内部で協議をいたしましたし、それから各県内の情報等いろんな県を通して、あるいは近隣の町村等の情報も把握してまいりました。ただ生活保護世帯の、世帯の経済状況、さらには生活保護を受ける、受けないのぎりぎり、いろんな世帯があるんだろうというふうには思つており

ます。そういった中で、国としては、その生活保護世帯に限らず、生活困窮者ということで、広く支援をするという方針を出しておりますので、従って町としても県は生活保護世帯に絞りましたから、だからそれ以外については、県の支援は得られないわけでありませうけれど、国は2分の1みてくれるということでもありますので、町としてはその辺の範囲まで広げてこのたび対応した方がいいのではないかという判断をさせていただいたのが大きな要因であります。従って端的に言えば、国に基準に示す基準までは、町として何とか支援をしたということでもあります。

それから2点目の来年度以降ということでもありますけれども、先ほど議員さんがおっしゃるように、これは緊急避難的な措置だろうというふうに思っております。そういった措置を国が示したものであろうというふうに思っております。この原油の高騰状況というものがどこまで続くか、われわれも非常に心配なところがありますけれども、やはりこれにつきましては、国の施策としてこの原油高騰対策、これについては、そのほう方向が、きちっと対応されるものというふうに思っております。今の段階でわたしの方から来年度どうするかというような考え方は示すことができないというふうに思っております。あくまでもこれは、今年度に限った緊急避難的な対策だというふうに考えております。

○議長（鹿島 功君） これでは質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

○議長（鹿島 功君） 日程第4、議案第2号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題にいたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） 議長。ただいまご上程をいただきました議案第2号 平成19年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本案は、11月11日の落雷被害による修繕料の増に伴い、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,232万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,357万7,000円とするものであります。

補正内容について歳入からご説明いたします。

第15款諸収入の1,232万9,000円の増額は、風車停止による売電収入の242

万4,000円の減額と、雑入で町村有物件災害共済金1,475万3,000円を見込んでおります。

次に歳出についてご説明いたします。

第5款総務費の1,475万3,000円は、風力発電施設の修繕料であります。

第15款予備費を242万4,000円を減額して財源調整をしております。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（19番 荒松廣志君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） 風車に関しまして、先ほど明電舎の方からのこの対策の状況が示されたわけではありますが、過去の対策の内容の中に、NTTのケーブルに落ちたように示してございます。確認をしておきますが、本体には落ちずにNTTの回線にだけいつも落ちるわけですか。まず、それが1点お願いしたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。荒松議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 雷が、本体のみに落ちたかというご質問……。

（「NTTの回線に落ちて、本体には落ちてないのかということ」と呼ぶ者あり）

○企画情報課長（小谷正寿君） あっ、はい、失礼しました。これはNTTの回線にも落ちておりますし、何と申しますか。本体には当然避雷針が付いておりますので、避雷針を伝って地下に逃げるということで、その電流の関係で、風車本体の機器にも一部破損がござります。

○議長（鹿島 功君） 答弁引き続きですか。

○議員（19番 荒松廣志君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） あのね、まず確認したいのはね、本体には避雷針は、避雷装置がしてありますから、避雷したものは当然消化されるわけですね。避雷針で、地下にね。こういう災害っていいですか、避雷災害が起きるのは、NTTの回線の方から避雷したものが、この機器を壊すのかということの確認ですよ、ね。それで、恐らくNTTの回線に落ちたなら、近隣の民家なり工場なりも影響が出てやしないかと思うわけですね。その辺の確認をしたかったんです。まず第1回目に。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 雷の被害といいますのは、それこそ受電設備といいいますか、電線に電気を送るといようなことにつながっているわけですが、一般的に電線に落ちた雷も逆に拾ってしまうといようなことがございまして、それから先ほどの荒松議員さん、避雷針で落ちたものは地中について全部消化されると言われましたですが、わたしもそうだと思っていたんですけど、雷みたいな非常に強力な電圧といいいますか、そういうものは避雷針で地下に逃がして、その地下がすんなりと吸収してくれればいいでしょうけれど、地下の状況によっては、その電流といいいますか電圧といいいますか、それがなかなかすんなりと消えてくれないといようなことがあるようございまして、避雷針とは別に避雷機といような装置が付けてあるんですけど、それもいずれも今回破壊されたといようなことで、今、明電舎がいようなどこから入って、対策をどうしたらいいのかといのは、正直なところ現在まだ調査中といような状況ございまして。

○議員（19番 荒松廣志君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 19番、荒松廣志君。

○議員（19番 荒松廣志君） そうしますと、設置抵抗のこともありましようし、アース抵抗っていいいますかね、入ったものがすんなりきれいに消化されてくれたらこの問題もおきんといふうに一部では考えられますが、わたしが心配しますのはね、送電線には、あそこから発電した電力を、あそこはなんですか、片木アルミのところへ送るんですか。あその送電線に落ちた心配はないかといことなんです。って言いますのがね、われわれこの風力発電を作られてから、そのあれを作る時には聞いてなかったんですけど、私がよう民間といいいますが、ウインドファームさんが作られた風車はだいたい回っておると。で、高田の町営は回らないとい事例があったときに、後から聞いたんですけども、高田の風車から発電されたものは、送電線を使って変電所ですか、そこに送るために、その近くで電気工事をやった場合には、発電を止めなければならないといようなことを、これは事後に聞いたわけですよ。いようななかで、本当にいようなことで発電を停止しなければならなかったり、それからこの送電線にでも雷が落ちるようだったら、長い目で見たら今、いようなことを回避するための新しいその送電って言いますか、送電方法も考えていく必要がありはしないかといふうに思いうわけですよ。その辺について、もしお分かりでしたら答弁願います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 荒松議員さんのお話ですけども、大山ウインドファームは直接いいわゆる高圧に送る、いいわゆるこれが何か送電線っていうんだそうですけど、大山町の分は配電線に送ってるそうして、送電線でしたら、いちいち中国電力がその辺の電柱の工事をするたびに止める必要はないと聞いていますんですけど、中国電力がい

ろんな工事をするたびに、そのたびに町の風車は止めていると、そういう契約になっていますので、契約どおりにしているということでございます。

(「送電線には落ちんわけだね、なら」と呼ぶ者あり)

○企画情報課長(小谷正寿君) 落ちにくいということじゃないかと思いますね。大山ウインドファームの風車には、実際には雷は落ちてるんだそうです。落ちてるけれども、地中の関係かどうか知らないけれども、すんなりと抜けていくというような状況があるそうでございます。高田の風力発電は抵抗が2オームというようなことだそうでした。これは以前の基準では2オームだったそうですけれど、現在はもう1オームというようなことで、抵抗の差があると、そこに電気が流れやすいということで従って被害も多いということで、明電舎は、そういうことについても抵抗を下げるためには、地中深くにボーリングをさらに何本かして、抵抗を下げるというのも有効な手段ではないだろうかというふうなことを今検討しているようでございます。

(「議長、もう1点だけ」と呼ぶ者あり)

○議長(鹿島 功君) はい、最後なら19番、荒松廣志君。

○議員(19番 荒松廣志君) あのね、この際ですからね、毎年雷の被害等でね、こういうことをですね、議場で論議するよりも、しっかりとその辺を検討されて、やっぱりすべきことはしながらやっていかないと、これからね、風力発電で金が入ってこなけりゃ、町の一般会計から繰り出しをすることがまた発生してくるわけです。それを心配するわけです。だからこの際ですから、しっかりとその辺を明電舎等と協議されてね、中電や、しっかりと対策をしていただきたいというふうに思いますが、それについて答弁願います。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口隆之君) 議長。再質問に答弁させていただきますが、議員さんご指摘の通りだというふうに思っております。当初、設計する中で十分にそういった検討をなされた中で最善のものを設計し、整備がしたであろうというふうに思っておりますけれど、ただ実際に運用する中で、いろんな課題がでてきております。特に、予想以上の大きな電圧の雷が落ちたりして、被害もたびたびというか、大きな被害もこれで2回目でありますけれど、そういう状況があるということでもありますので、今、課長が申し上げておりますように、いろんな検討をさらに加えて、そういった対策しっかりと、どういった対策ができるのか、費用対効果も当然考えながらでありますけれど、検討してまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○議員(20番 西山富三郎君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 20番、西山富三郎君。

○議員(20番 西山富三郎君) 242万4,000円の売電が減ったと。この計算式、242万4,000円の計算式。それからですね、これ名和町時代に作ったものでして、非常に責任を感じざるわけですが、普段は沼津から操作している。緊急な時には、ドイ

ツから操作しているという説明を受けて、われわれずっときてるんです。旧名和町の議員さん、そういうことを聞いてきてるんです。沼津やドイツはどのような操作をして、このような雷が落ちたときなんかは、どういうふうなご指導があるんですか。

それからね、この風車を作ったのは、町長が名和町時代からだったですから、自然環境がですね、町のシンボルとするための一環だということであったわけですね。はっきりいうと、儲けが目的でない。自然環境に対する町の姿を見せるんだということがあったんですね。だからそのウインドファームと比較されたり、これと比較されるですね、わたしは少し当初の理念からすれば少しおかしいのじゃないかと思う気もあるわけです。当初作った、町長が当初提案した理念と現在の状況はどうですか、もっと分かりやすく言えば、太空海号君は、評判が悪いが評判を良くするためには、どうしたらいいのかというふうなお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。まずわたしが答弁できることは答弁させていただいて、後担当課長から答弁させていただきますが、作る目的としては当然おっしゃるように、当時名和町としての環境のシンボルとして、CO₂の削減、地球環境に関心をもっていただきたい、そのシンボルとして風車を風力発電を作るということで皆さんにご提案をし、ご理解をいただいてここまで来て、さらにそれに対してのその資金も公募ということで5,000万、町民の皆さんから出資をいただいて整備をしたものであります。

従ってそれなりの町としての取り組みは、成果はあっているというふうに思っておりますし、またそういったきっかけの中で、民間の風力発電もどんどん整備されましたし、またいろんな環境に対する取り組みも町内の地域で進んできていると思っております。今もう全国的にっていうか、世界的に日本のそのエネルギー、これがまたさらに化石エネルギー、石炭に変わってきているということの中での日本のCO₂の削減の努力が足りない、そういう中では、エネルギーの自然エネルギー、これの活用をもっと進めるべきだというふうな論もでてきているところであります。そういった意味では方向としては間違っていないというふうに当然思っております。

とはいえ、やはり当初から目指す部分の中では、だからといって赤でいいということではなくて、だからやはり、とはいえ採算として町としては、きちっとプラマイ、その後ゼロになるような、そういった収支が成り立つということを一応確認した中で、事業しておりますので、従ってこの風力発電で一般会計をどんどんつぎ込むというようなことはあってはならないというふうに思っております。長い、これはスパンの中で考えなくちゃいけません。15年、15年スパンで考えなくちゃなりませんけれども、その中では収支がきちっとプラスなりトントンになるような、そういった方策を考えなければならないと思っております。

従って先ほどの雷対策につきましても、費用対効果というものもやはり考えていか

なくちゃならないというふうに思っておりますし、そういったところも考えながら、対策を考えていきたいというふうに思っております。あとの2点につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 西山議員さんの減額の算定式ということでございますが、これは、11月・12月の目標売電、ノキロワットっていうのがございます。それに11円30銭をかけると金額が出てくるんでございますが、それに昨年の一応の実績の率、85%なんですけれど、これをかけまして出た答えから、11月・12月の実績、約180万円でございますが、これを引いたところが240何万円という金額でございます。それが減った分ということでございます。

それから沼津とドイツのどういう方向でやっているかということでございますが、沼津もドイツも電話回線で風車を止めたりしてるということでございますが、一般的な、例えば中国電力が工事をするので、止めるというようなときには、中国電力から町にそういう連絡がございます。で、町はそれを受けて沼津に電話して止めてもらうというような仕組みになっています。で、ドイツで操作をする時には、重大な時というようなことでございますので、それがどういうことか十分に承知しておりませんが、まあそういうことでございます。以上です。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） あの、雷が落ちてですね、雷を落ちんようにするちゅうのが、一番の大きな課題だろうと思っておりますけれど、分かりやすく言えば、どうすれば雷が落ちんようになるのですか。

それから斉藤さんがですね、技術者として今お世話してるわけですけど、斉藤さんの管理はどの部分まで影響力を持つんですか。どの程度の技術をもって斉藤さんがですね、今回ご指名されたんですか。当初名和町で作った時には、なんか相当な技量のある方じゃなくてはいけないので、県内にはおらないので、県外からでも招聘せないかんということであったわけですけど、斉藤さんの力量の範囲はどの辺りまでですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。わたしの方から答弁させていただきますが、落ちないようにするということはできないというふうに思っております。雷は落ちるわけですから、要は落ちた雷をいかに被害を少なくするかという、そういう対策をさらに検討するということでもあります。

それから、斉藤さんっていうのは、これは、発電所を町が一応持つということになりますと、資格者が必要だと、資格者を置かなくちゃならないということでの電気管理……、ちょっと正式な分かりませんが、そういったその発電所にいった資格のある電気関係

の管理者を置くということになっております。従ってその資格のある人、電気関係の管理者を置くということになっております。従ってその資格がある人、ということでありまして、そんなにその方が全て電気、この風車のことを対応できるというだけの技量を持つ必要はない。要はその発電所を設置するためにその資格者を置くという要件がある。その要件を満たす資格者ということで、資格をとっておられる方が斉藤さんであって、それで今囑託として、就任いただいているということでございます。報酬も大変少ない金額でございますので、そんなに大きな技量を期待をしておるのではない、日常的管理なり、ちょっとした対応について先見していただいたり、アドバイスをいただいたり一緒に取り組んだりという程度のことだというふうに思っています。

○議員（20番 西山富三郎君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 西山富三郎君。

○議員（20番 西山富三郎君） そういう管理者が、その施設の近いところからできたということ、わたしは非常に喜んでおるわけです。斉藤さんは東高田の人ですから近い。非常にいいということで歓迎してるんですね、しかも彼は普段は農業に勤しみながら、非常に地域に貢献しながら、あまりプライベートの言えませんが、あそこに出ておられるということで非常に喜んでおるわけです。で、ただその方がですね、あその資格者だということが、知っていない人がたくさんいるように思うんですね。あの、いやいや斉藤さんは大いに歓迎してるわけですよ、町民の方がそういう資格を持っているかということは大いにいいですよ。ただ、報酬が低いからうんぬんだとかということではなくてですね、その町内に、しかも近いところにそういう方がおられたということ、喜んでいますが、もう少し期待してもいいじゃないですか。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。再質問に答弁させていただきますが、おっしゃる意味がよく分からないのでありますけれども、ことさらこの方がこういう資格を持ってこれだけのことをやっている人ですっていうことをご紹介するということもないと思っておりますし、そこまでのことを斉藤さんも期待はしておられないというふうに思っております。われわれとしては、斉藤さんが本当で地元でいらっしゃって熱心に風車の管理に携わっていただいているということで大変うれしく思っておるところでありますし、今後もその役割を引き続き期待したいというふうに思っているところであります。以上であります。

○議長（鹿島 功君） 他に。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） はい、6番 森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） 一つだけ確認ということで、質問させていただきたいと思っております。この事故の事後処理ということで、当初から関わっておられる明電舎の方で、いろいろと今検討調査されておるといふところのようであります。特に内容については、事

故の原因調査やそれから今後の事故が無いように、回避するための有効な対策の調査ということのようでありませけれども、この調査研究についてあるいは検討されることについての経費ですね、これはいわゆるアフターサービスなのだろうなという具合に思ったりはしてるんですけども、無料なのかということについて確認しておきたいなと思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。森田議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 原因、やたらこんなに雷が落ちて、こっちも非常に腹立たしく思ってる状況でございまして、当然そういう対策については、私はお金を払ってするもんじゃっないと思うんですよね、調査については。そういう設備については、もちろんお金がいるんでしょうけれど、その程度でございまして。

○議員（6番 森田増範君） 議長。

○議長（鹿島 功君） はい、森田増範君。

○議員（6番 森田増範君） ちょっと歯切れが悪いようでしたので、もう一辺確認ですけど、アフターサービスであるということであれば、そのことで確認をしたいと思いませんけれど。もう一辺、ちょっとその辺歯切れよく。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それではわたしの方から歯切れよく。明電舎とは風車の管理保守点検契約もしておりますので、当然その範疇の中だというふうに考えております。以上であります。

○議員（1番 近藤大介君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 1番、近藤大介君。

○議員（1番 近藤大介君） 3点伺います。先ほども担当課長が、いみじくも言われたようにこんなに落雷の被害があるということはちょっと腹立たしい思いもあります。今回1,500万近い修繕費を支出するわけですが、この修繕を発注する先は太空海号、風車を納入した明電舎に発注されるのかどうか、これがまず1点。

それから2点目、まあ修繕料につきましては、保険で対応ができるということですから、まあ売電収入が減るといふ損害はございますが、払った修繕料は保険で補填でしてもらえということですが、実は、ちょっとはっきりした金額は確認してきてませんが、その保険料っていうのは年間5、6万程度の安い金額だったと思います。それに対して1千4、500万の保険金を受けると、こういうことが1年半、2年前ですか、もありましたし、今後も在り得るかもしれないということであれば、いつまでもそういう安い保険料で受けられるのかどうか、非常に疑問も思うところですけど、今後も損害保険は、そういった定額で引き受けてもらえる見込みがたっているのかどうか、これが2点目。

3点目ですが、まああれだけ高い建物ですから落雷は当然にあるわけですよ。何回も落雷があるとかって言ったりしますけども、何回もあるのは、あっ、ごめんなさい、困っているのは被害の方であって、落雷事態はしょっちゅうあっておるわけです。で、当然風車を建てる時に落雷対策はしてあるべきものであります。太空海号を建設する際にですね、設計した業者、あるいは納品した業者からですね、こんなに頻繁に落雷の被害があるのはやむを得ませんよという説明を町は受けていたのかどうか。2、3年に1回は、まあ何百万かの修繕はありますよということは織り込み済みであったのかどうかということについて説明をお願いします。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。それでは近藤議員さんの質問、3点ございますが、最後の1点にわたしが答弁させていただいて、後の2点は、担当課長から答弁させていただきます。

落雷対策は当初からそれだけのその被害が見込まれておったかということでもありますけれども、先ほどらい荒松議員さんのご質問なり、西山議員さんの質問に答弁してますように、当然当初計画としては、こういうことで対策として大丈夫だろうという当然設計の中で進んできておるわけでありまして。それが実際の雷の強さなり、それから本体だけではなくてそれと塔をつなぐ通信の回線に雷の電線が走るといようなことがあって、それを光で直したりとか、そういった実際の運用をしてみて判明した部分、こういったものは、さらに被害に合わないよということなので対策をしながらきてるということでもありますので、前回の大きな被害の中で、通信回線を通った部分を、遮断するために光ケーブルにしたことによってそういった被害も無くなったりしておりますし、といったことでもありますので、当初から被害がある、それは承知の上で設計はしてありますというようにことでの説明でかかっていないということでもあります。従って今も申し上げますように対策については保守管理なりそういった中で当然検討はそちらの明電舎なりの責任の中で今してもらっているということはそういう背景の中でわたしは申し上げたというふうに思っております。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 近藤議員さんの落雷の被害は織り込み済みだったのかというように、ああ、そうでしたっけ。あっ、はい。発注先は、これはライセンス契約といいますか、特殊なものでして明電社以外には頼めないというように、現実がございます。

それから、保険料の関係でございますが、これは今回も全国町村会の方から、一応そちらに概要請求をいたしましたところ、添付書類、こういう添付書類をつけてくれとか、被害が本当に雷であったのかどうかを証明するような関係の書類を随分項目がございまして、その書類を出すことが必要と、それから将来どういう雷対策をとるのか、そういうことについても明記の上で、保険の請求をしてくださいという文章が届いておりますので、今後

とも全国町村会の方で保険は引き受けていただけるものと思っております。

(「……」と呼ぶものあり) ということですが。

○議員(1番 近藤大介君) 議長。

○議長(鹿島 功君) 近藤大介君。

○議員(1番 近藤大介君) えー町長もはっきりとおっしゃっていただいたようにですね、当然こんなに頻繁に被害が起こるようなことは、誰も考えてなかったわけです。担当課長は、今後も安い保険料で事故があった場合、保険料が給付してもらえるだろうということでおっしゃっておられましたが、全国的にもこういう例はあるようですし、保険料の値上げにつながっていくのではないかと、結果的に町の支出がまた増えるんじゃないかという危険性を思わずにおられないところなんですけど、今後被害が、落雷があっても被害が起きないように対策をしてもらおうと、これは当然のことではありますけど、さらに言えばですね、やはりまだ数年しか経っていないのに2回も1,000万を超える被害があるというのは、納入した製品、風車、あるいは設計の内容に不十分なことがあったからではないかという気がしてなりません。そういう意味では今回1,500万近い修繕料を保険で対応してもらえるからということ、安易に支出すべきじゃないのではないかという気がしてならんわけでございます。当然に、業者に瑕疵があるのであれば、業者に直させる、さらに言えばこの間の売電収入の、が減ったという損害についても業者で補償してもらおう、そういうところまで踏み込んだ対応が必要なのではないかと。もっと言えば、業者がそれに難色を示すのであれば、法廷闘争してでも業者にきちんと責任を取らせると、そういう強い姿勢が必要ではないかと思っておりますけども、そういったところまでのお考えがあるかどうか、ご確認のために伺います。

○議長(鹿島 功君) 町長。

○町長(山口隆之君) 議長。近藤議員さんの再質問に答弁させていただきますが、要はどこに原因があるのか、どういったことがこれから対応すればこういう被害はなくなるのかということが、大きなことでありますが、その中でわれわれとしても当然明電舎が事業を請け負ってやった事業者でありますけれども、それとだけではなくて、設計管理に携わっています会社、中電技術コンサルですけれども、この方に当然この内容について検討させておるところでありますし、そういった意味では、当初の設計の内容なり、それから今回の原因っていうのがどこにあるのかというのは、明電舎だけではなくそういったコンサル業者、とも今協議をしているところでもあります。

そういった中で、瑕疵がどちらにあるのかということが明らかになれば、それは当然その瑕疵があるとすれば、それは求めなければなりませんけれども、あくまでもこれは自然災害の中での雷というのが大きな要因は要因でありますので、それによってのどういう要因がどこまで、それが本当に当初の施工なり、製品の質なりというところまで、瑕疵の部分が明らかにされるのかどうか、それはまあ、その辺のところの調査を待たなければならな

と思っていますが、その中でそういった部分が事業者の方への瑕疵があるということに当然なれば、瑕疵担保期間の中であれば請求できるんだらうというふうに思っておりますが、そういった取り組みはしておるところであります。以上であります。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） たくさんの方からこの件について質問があるわけですが、それだけ関心があるということですので、特にわたしは今、荒松議員や近藤さんの質問に関連するわけでございますけれど、この明電舎と対応のことで電圧を逃がすために、対応策として、ボーリングを深くしてもっと逃がすように、これが一つの対応策だと課長はおっしゃいました。具体的、もしこれしたらどこが払うのか、町が払うのか明電舎が払うのか、あるいはさっき町長がおっしゃいましたように、その設計した、設計ミスということで中国電力でしたかいね、そこが払うのか、もしこれを大山町がまたボーリング代も払うということになれば、大変なことでございますね、これはやっぱり設計したところ、あるいは明電舎、これが払うべきだとわたしは思うわけですが、町長はいかがでしょう。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。諸遊議員さんの質問に答弁させていただきますが、あの、ボーリング掘るとか掘らない、それはまだ決定したわけではありません。対策についてどういう今後の対策をとれば、こういう大きな被害を防げるかというのは、これは明電舎なりそれから中電技術さん、こういったところ専門家の皆さん意見を聞きながら今調査をしているところでありますが、ただその段階です、その結果によつての対策をするときに、それを事業者に求めることはできるかどうか。要はそれはその想定できたものなのか、できなかったものなのかということにくるんだと思っています。当初の事業をする時に。じゃあどこまでの例えば、地震で言えば震度6ぐらいまでは想定できておる、だけど震度7だった。7の時の想定があつたのかなかつたかという、要はそういうところの元々の想定がどこまでした中での設計がされ、そして施工が成されたとか、それを超えるものであった場合に、それを対策する時にその業者に求められるかという、それは求められないだらうというふうに思っていますので、いずれにしてもその中身の調査の結果なり、検討の結果を受けてからでないといふ言えないんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

○議員（13番 小原力三君） 議長。

○議長（鹿島 功君） 13番、小原力三君。

○議員（13番 小原力三君） 一つ、何か今聞いておりましたら、聞き取りにくい点がございましたので、もう一度再度お願いしたいというふうに思います。

この風車の保守管理ですね、これは明電舎がやっておられるのか、それとも斉藤さんと

というのがやっておられるのか。それで斉藤さんというのは、どこまでの、今免許を持っておられるって言われますけども、どういうふうな免許をもっておられるのですか。電験3種なのか、電気工事士なのか。そういう点も一つお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（鹿島 功君） 町長。

○町長（山口隆之君） 議長。小原議員さんの質問には、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（鹿島 功君） 企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 明電舎に頼んでいます保守管理っていいものは、これは、一般的に年間を通して大まかな部分で管理をするということにして、斉藤さんに頼んでおりますのは、これは町の風力発電の施設でございますので、そこに緊急的に雷が落ちて、スイッチが元に戻らないというような場合にそこに飛んで行ってもらってそれなりの対応をしていただくということでございます。携帯電話で斉藤さん、それから課長のわたし、担当者のところにその風車の故障状況が逐一入ってくるようになっておりますので、それによって斉藤さんには対応してもらっております。

それから資格のことでございますが、電験3種だか4種だかっていうようなおぼろげな記憶しかございませんので、また後日報告させていただくということでよろしいでしょうか。今っていうことでしたらちょっと休憩をいただかないといけませんけれど。よろしいですか。

○議長（鹿島 功君） 13番いいですか。

○議員（13番 小原力三君） はい。

○議長（鹿島 功君） はい。他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。従って議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 諮問第1号

○議長（鹿島 功君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山口隆之君） ご上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明をいたします。

本案は、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、新たに小谷章公さんを推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

小谷さんは、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。小谷さんは、長年にわたり鳥取県立高校に教員として勤務された方であります。平成19年3月に県立米子高等学校校長を最後に定年退職され、現在は鳥取短期大学キャリア支援課室長として勤務されるとともに地域においても活躍いただいているところであります。

なお、発令期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（鹿島 功君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鹿島 功君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（鹿島 功君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は、原案のとおり推薦することに決定しました。

○議長（鹿島 功君） ここで執行部の方で先ほどの答弁があるので、求めます。企画情報課長。

○企画情報課長（小谷正寿君） 先ほどの小原議員さんのご質問でございますが、分かりましたので、お答えいたします。電気主任の第3種ということでございます。いわゆる電験3種だと思います。

閉会宣告

○議長（鹿島 功君） これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。これで会議を閉じます。平成20年第1回大山町議会臨時会を閉会いたします。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午前 10 時 33 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長

署名議員

署名議員